

平成29年（2017年）第7回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成29年12月1日（金曜日）

招集年月日 平成29年12月1日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年12月1日（金）

応招議員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑 正量

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	中場 幹
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
海山総合支所長	玉津裕一	教 育 長	村島赳郎

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 発議第4号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙
- 第5 発議第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加議事日程（第1号の1）

- 第1 議長辞職の許可

追加議事日程（第1号の2）

- 第2 発議第6号 議長選挙

追加議事日程（第1号の3）

- 第3 副議長辞職の許可

追加議事日程（第1号の4）

- 第4 発議第7号 副議長選挙
- 第5 発議第8号 常任委員会委員の選任について

追加議事日程（第1号の5）

- 第6 発議第9号 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 発議第10号 三重紀北消防組合議会議員の選挙
- 第8 発議第11号 紀北広域連合議会議員の選挙
- 第9 発議第12号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙
- 第10 議案第55号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程（第1号の6）

- 第11 閉会中の継続調査申出書

会議録署名議員

11番 家崎仁行 13番 奥村武生 14番 東 清剛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津 充議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年第7回紀北町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

朗読は省略させていただきます。

なお、本日の臨時会においては、行政番組まちの話題の収録のため、Z T V及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

玉津 充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

11番 家崎仁行君

13番 奥村武生君

のご両名を指名します。

日程第2

玉津 充議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

玉津 充議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月28日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、本臨時会において提案される事件は、議会からの発議案2件を受理しております。その後、追加日程として、議長辞職の許可など議会の組織構成に関する発議が提出される予定でありますので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中場副町長、村島教育長、濱田総務課長、上野財政課長、玉津支所長の出席がありましたのでご報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは議事に入ります。

日程第4

玉津 充議長

日程第4 発議第4号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙についてを議題とします。

本件については、12月1日に委員並びに補充員が任期満了となることから、去る11月16日付けで、選挙管理委員長から選挙依頼の通知を受けております。

議長からの発議案でありますので、議会事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

脇 俊明議会事務局長

おはようございます。それでは、発議案書の1ページをご覧ください。

発議案第4号 紀北町選挙管理委員会委員、同補充員の選挙

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、紀北町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を求める。

記

選挙管理委員会委員 4人 任期は平成29年12月2日から4年間

同補充員 4人 任期は平成29年12月2日から4年間

平成29年12月1日提出

紀北町議会議長 玉津 充

以上でございます。

玉津 充議長

本件につきましては、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき、公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

お諮りします。

選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、まず、選挙管理委員は別紙名簿のとおり、山口剛信君、大西千恵子君、谷口房夫君、藤原規美子君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました、山口剛信君、大西千恵子君、谷口房夫君、藤原規美子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

当選者が議場にいませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書でもって告知を行うことといたします。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位 中村高則君、第2順位 倉崎路易子君、第3順位 濱田紀子君、第4順位 鬼頭昌之君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました、第1順位 中村高則君、第2順位 倉崎路易子君、第3順位 濱田紀子君、第4順位 鬼頭昌之君、以上の方が、順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

補充員につきましても、当選者が議場にいませんので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、文書でもって告知を行うことといたします。

日程第5

玉津 充議長

次に、日程第5 発議第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

本件については、広域連合規約において、広域連合議員が関係市町の長、副市町長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失うとされていることから、これまで広域連合議会議員でありました尾上壽一氏においては、退職と同時に失職したため、現在は欠員となっております。

11月13日付けで、三重県後期高齢者医療広域連合の連合長から選挙依頼の通知を受けております。

議会事務局長に議案を朗読させます。

協事務局長。

脇 俊明議会事務局長

それでは、発議案書の3ページをご覧ください。

発議第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

三重県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を求める。

記

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員 1人

平成29年12月1日提出

紀北町議会議長 玉津 充

以上でございます。

玉津 充議長

本件につきましても、地方自治法第291条の5の規定により、議会において選挙を行うものであり、同法第118条の規定に基づき、公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員には、尾上壽一君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました尾上壽一君を、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当

選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました、尾上壽一君が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました、尾上壽一君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

礼をされたことにより、意思表示と受け止め、承諾されたこととみなします。

職務の遂行をよろしくお願いいたします。

玉津 充議長

以上で日程にもありますように、本会議における私の職務は終わりました。

これで、副議長と交替します。

奥村 仁副議長、よろしく申し上げます。

玉津 充議長

この場で、暫時休憩とします。

(午前 9時 42分)

奥村 仁副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 43分)

奥村 仁副議長

ただいま、議長より交替の指名がありましたので、新議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議事を運営いたします。何とぞご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは議事を進めます。

追加日程第1

奥村 仁副議長

議長、玉津 充君から議長の辞職願が提出されています。

追加議事日程第1 議長辞職の許可を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、玉津 充君の退場を求めます。

(玉津 充議員：退場)

奥村 仁副議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

議長辞職の許可

玉津 充君から、一身上の都合により議長の職を辞したい旨の申し出があったので、地方自治法第108条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月1日

紀北町議会副議長 奥村 仁

次のページをご覧ください。

平成29年11月20日

紀北町議会副議長 奥村 仁 様

紀北町議会議長 玉津 充

辞職願

このたび、一身上の都合により、平成29年11月30日をもって議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

奥村 仁副議長

お諮りします。

玉津 充君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村 仁副議長

異議なしと認めます。

したがって、玉津 充君の議長辞職を許可することに決定しました。

玉津 充君の除斥を解きます。

(玉津 充 議員：入場)

奥村 仁副議長

玉津 充君、ただいま議長の辞職が許可されました。

ここで議長退任の挨拶をお願いします。

玉津 充君。

12番 玉津 充議員

早いもので議長就任後1年が過ぎました。1年前、議員の皆様を選任をいただき、町民の皆様の信頼を得る議会を心がけてまいりました。さまざまなことがあり、皆様のご期待に十分応えることができなかつたものと反省をしております。幸いにも、議員の皆様には、議事運営にご支援、ご協力をいただき、また、町長をはじめ執行部の皆様には大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。

在任中は、上里地区の汚染土壌処理問題や海山消防署、紀北健康センターの完成、広域連合や組合議会、また、県や全国議長会活動など大変貴重な体験をさせていただきました。今後は、この1年間の経験を糧として、なお一層、今後の議員活動に邁進したいと思っております。今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

皆様への感謝を胸に、簡単ではございますが、私の退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

奥村 仁副議長

議長の職務、どうもご苦勞様でした。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議長の選挙を行いたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥村 仁副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付します。

(追加議事日程・追加議案の配付)

奥村 仁副議長

配付漏れはありませんか。

追加日程第2

奥村 仁副議長

追加日程第2 発議第6号 議長の選挙を行います。

改めて申し上げるまでもなく、本件は地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により、公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口を閉鎖します。

(議 場 の 閉 鎖)

奥村 仁副議長

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に16番 中津畑 正量君、15番 平野隆久君のご両名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投 票 用 紙 の 配 付)

奥村 仁副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投 票 箱 の 点 検)

奥村 仁副議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の岡村哲雄君から順番に投票をお願いします。

(投 票)

奥村 仁副議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

中津畑 正量君、平野隆久君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

奥村 仁副議長

立会人の方、ご苦労さまでした。

(立 会 人 着 席)

奥村 仁副議長

選挙の結果を報告します。

投票総数16票

うち有効投票14票

無効投票2票

有効投票のうち

家崎仁行君 14票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、家崎仁行君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

奥村 仁副議長

ただいま、議長に当選された家崎仁行君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、議長の当選人となったことを告知します。

それでは、議長受諾につき、ご挨拶をお願いします。

家崎仁行君。

家崎仁行新議長

このたび、議会臨時会におきまして、議員各位のご推挙により紀北町議会の議長に就任させていただきました。議長という要職に就かせていただくことは、身に余る光栄でありますとともに、責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

私は執行部との真摯な議論により有効な施策を推進し、紀北町と紀北町民に必要とされる議会に向け全力を尽くしてまいり所存であります。

また、みんなが元気な紀北町を目指し議会としても、前に前に前進するよう緊張感のある議会運営に努めてまいりたいと考えております。

議員各位、並びに町民の皆様、町長をはじめ執行部の皆様におかれましては、各段のご理解、ご協力をいただきますよう、心からお願い申し上げ、議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

奥村 仁副議長

ここで、会議録署名議員を追加いたします。

14番 東 清剛君を指名いたします。

以上をもって、私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願います。

奥村 仁副議長

議長交替のため、10時15分まで休憩します。

(午前 10時 00分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 15分)

家崎仁行議長

ただいま、休憩中に奥村 仁君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の許可の件を日程に追加し、配付しました議事日程のとおり、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の許可の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3

家崎仁行議長

追加日程第3 副議長辞職の許可を議題といたします。

本件につきましても、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、奥村 仁君の退場を求めます。

(奥村 仁 議員：退場)

家崎仁行議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

脇事務局長。

脇 俊明議会事務局長

副議長辞職の許可

奥村 仁君から、一身上の都合により副議長の職を辞したい旨の申し出があったので、地方自治法第108条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月1日

紀北町議会議長 家崎仁行

2枚目をご覧ください。

平成29年12月1日

紀北町議会議長 家崎仁行様

紀北町議会副議長 奥村 仁

辞職願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

家崎仁行議長

お諮りします。

奥村 仁君の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、奥村 仁君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

奥村 仁君の除斥を解きます。

(奥村 仁議員：入場)

家崎仁行議長

奥村 仁君、ただいま、副議長の辞職が許可されました。

ここで、副議長退任の挨拶をお願いいたします。

奥村 仁君。

5番 奥村 仁議員

1年前に副議長に就任させていただき、玉津議長のもと円滑な議会運営を心掛け、本日まで皆様と一緒にがんばってまいりました。この1年は町政にも様々な課題もあり、多くの学びとともに邁進したこともあり、あっという間だったように思います。なんとか副議長の職を全うできたのも、一重に議員の皆様はじめ執行部、職員の皆様方のご協力のおかげと感謝しております。

これからも一議員として引き続き円滑な議会運営を心掛け、町の発展に向け全力で取り組んでいこうと思っておりますので、変わらぬご指導、ご鞭撻をいただきますよう、よろしく願いいたします。私の退任のご挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

家崎仁行議長

副議長の職務、どうもご苦労さまでした。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いま

す。なお、委員会条例第1条の規定による、常任委員会委員の選任もあわせて日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙と常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付いたします。

(追加議事日程・追加議案の配付)

家崎仁行議長

配付漏れはありませんか。

追加日程第4

家崎仁行議長

追加日程第4 発議第7号 副議長の選挙を行います。

本件も、地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口を閉鎖いたします。

(議 場 の 閉 鎖)

家崎仁行議長

ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に14番 東 清剛君、13番 奥村武生君のご両名を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付してください。

なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投 票 用 紙 の 配 付)

家崎仁行議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投 票 箱 の 点 検)

家崎仁行議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の岡村哲雄君から順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

家崎仁行議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

東 清剛君、奥村武生君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

家崎仁行議長

立会人の方、ご苦労様でございました。

(立 会 人 着 席)

家崎仁行議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票

うち有効投票14票

無効投票2票です。

有効投票のうち

大西瑞香君 14票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、大西瑞香君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

家崎仁行議長

ただいま、副議長に当選されました大西瑞香君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、副議長受諾につき、ご挨拶をお願いいたします。

大西瑞香君。

大西瑞香新副議長

ただいま、議員の皆様にご信任を賜り、副議長として選任をいただきまして、ありがとうございます。議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいります。

少子高齢化、人口減少にあたり、当町がかかえる様々な課題に、これから議会として重大な責務を担っております。町民の皆様の信頼と付託にお応えするため、さらなる議会の活性化、また議会改革を推し進め、開かれた議会を目指し全力で頑張っております。また、最大の努力をし、職務遂行にあたってまいります。

町長をはじめ執行部の皆様と住みよいまちづくりを目指し尽力をしております。

今後とも、議員各位におきましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

家崎仁行議長

大西副議長、よろしくをお願いいたします。

追加日程第5

家崎仁行議長

次に、追加日程第5 発議第8号 常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することになります。

お諮りします。

各常任委員会委員については、お手元に配付した名簿のとおり、総務産業常任委員会委員に、原 隆伸君、樋口泰生君、入江康仁君、家崎、玉津 充君、奥村武生君、東 清剛君、中津畑 正量君の8名です。

教育民生常任委員会委員に、岡村哲雄君、大西瑞香君、谷 節夫君、奥村 仁君、太田哲生君、瀧本 攻君、近澤チヅル君、平野隆久君の8名です。

以上のおおりに指名いたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員については、ただいま議長が指名したとおりに選任することに決定いたしました。

各常任委員会委員の選任が行われましたので、直ちに各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

家崎仁行議長

なお、次の日程を議題とするにあたり、ここで午後1時まで休憩といたします。

(午前 10時 32分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

家崎仁行議長

まず、各常任委員会における正副委員長の互選結果について報告いたします。

総務産業常任委員長に 入江康仁君

同じく副委員長に 奥村武生君

教育民生常任委員長に 太田哲生君

同じく副委員長に 平野隆久君

以上のおおりに決定いたしました。

お諮りします。

委員会条例第5条の規定による議会運営委員会委員の選任、あるいは地方自治法の規定に基づ

く一部事務組合議会議員の選挙が必要であることから、ただいま、お手元に配付しました追加議事日程第1号の5のとおり、これを日程に追加し、追加日程第6から第10とし、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第6ほか4件につきましては、日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6

家崎仁行議長

追加日程第6 発議第9号 議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任についても、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することになります。それでは指名いたします。

議会運営委員について、委員会条例第8条第4項の規定により、奥村 仁君、瀧本 攻君、入江康仁君、玉津 充君、平野隆久君、中津畑正量君、以上の6名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した6人を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員には、ただいま議長が指名した6人を選任することに決定いたしました。

家崎仁行議長

それではここで、正副委員長の互選を行うため、1時15分まで休憩といたします。

(午後 1時 03分)

家崎仁行議長

揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 13分)

家崎仁行議長

それでは、正副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に 瀧本 攻君

同じく副委員長に 玉津 充君

以上のとおり決定いたしました。

追加日程第7～追加日程第9

家崎仁行議長

お諮りします。

追加日程第7 発議第10号から追加日程第9 発議第12号までの3件については、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第7から追加日程第9までの3件について、一括議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7 発議第10号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

追加日程第8 発議第11号 紀北広域連合議会議員の選挙

追加日程第9 発議第12号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙

の3件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

三重紀北消防組合議会議員に、原 隆伸君、入江康仁君、平野隆久君、それと自分、家崎です。4名。

紀北広域連合議会議員に、太田哲生君、瀧本 攻君、近澤チヅル君、入江康仁君、奥村武生君、それと自分、家崎です。6名です。

荷坂やすらぎ苑組合議会議員に、谷 節夫君、奥村 仁君、太田哲生君、東 清剛君、中津畑正量君の5人をそれぞれ指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した被選挙人を、それぞれの組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した被選挙人がそれぞれの組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられます。本席から、会議規則第33条第2項の規定により、それぞれの組合議会議員の当選人となったことを告知いたします。

追加日程第10

家崎仁行議長

次に、追加日程第10 議案第55号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、

議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、樋口泰生君の退場を求めます。

(樋 口 泰 生 議 員 : 退 場)

家崎仁行議長

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、こんにちは。今日は朝からですね、議会の皆さんの役員選挙等が行われました。こちらからはですね、人事案件につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

議案第55号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、議員のうちから選任された監査委員が平成29年11月30日をもって、退職されたことに伴い、新たに議長からご推薦をいただきました樋口泰生氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本日、提案いたしました人事案件でございます。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

家崎仁行議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

家崎仁行議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第10 議案第55号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

樋口泰生君の除斥を解きます。

(樋 口 泰 生 議 員 : 入 場)

家崎仁行議長

樋口泰生君、ただ今、監査委員の選任について、同意がなされました。ここでご挨拶をお願いいたします。

樋口泰生君。

6番 樋口泰生議員

皆さん、こんにちは。ただいま監査委員の選任に際し、議員の皆様のご同意をいただき、誠にありがとうございます。監査委員の役割を十分認識し、公平、公正な財政運営がなされるよう、適正かつ慎重な審査に努め、監査業務の遂行に全力を尽くす所存でございます。

議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

家崎仁行議長

ありがとうございました。

家崎仁行議長

この場で暫時休憩します。

(午後 1時 21分)

(閉会中の継続調査申出書の配付)

家崎仁行議長

会議を開きます。

(午後 1時 22分)

家崎仁行議長

各常任委員長並びに議会運営委員長などから閉会中の継続調査申出書の議案が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第11

家崎仁行議長

追加日程第11 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長から、別紙のとおり平成30年11月30日までの間で、それぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から挨拶の申し出がありますので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日まで議会運営につき、多大なご尽力をいただきました、玉津 充前議長、奥村 仁前副議長におかれましては、1年間にわたりいろいろご指導を賜りましたことを、衷心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。また、本日、新たに就任されました、家崎仁行議長、大西瑞香副議長をはじめ、新たに常任委員会ほか、各委員等に選任されました議員の皆様方のご理解とご協力を得まして、町民の皆様とともにさまざまな重要課題に対し、力を合わせ取り組んでまいりたいと考えておりますので、これまで以上に、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本日の臨時会の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

家崎仁行議長

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、議員各位のご協力を賜り、新たなる紀北町議会として組織の議決をいただき、厚く御礼申し上げます。

12月定例会については、早くも来週、12月5日、火曜日から開会となりますが、各常任委員会におかれましては、今後において、積極的な委員会活動を期待しております。

私といたしましては、本町の発展と町民福祉の向上に誠心誠意、努力いたしますとともに、議会の運営にあたっては、住民を代表する意思決定機関としての機能を果たすため、最善の努力を尽くしてまいりたいと決意する次第であります。

そのためにも、町民の皆様方との対話をもとに、より多くのご意見をいただきながら、尾上町政とともに、紀北町の発展に向け、議会も邁進してまいる所存であります。

執行機関におかれましても、より一層のご協力をお願い申し上げます。

なお、今後におきましても、報道関係者の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

家崎仁行議長

それでは、平成29年第7回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時 25分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 12 月 1 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議長 家崎仁行

紀北町議会副議長 奥村 仁

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 奥村武生

紀北町議会議員 東 清剛